



2022年2月9日

各 位

会 社 名 三井金属エンジニアリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 青木 一彦
(コード番号 1737 東証第二部)
問合せ先 上席執行役員総務本部長 田中 亨
(TEL 03-5610-7832)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2022年2月9日開催の取締役会において、2022年4月上旬又は中旬を目処に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年3月4日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日：2022年3月4日（金）
- (2) 公告日：2022年2月18日（金）
- (3) 公告方法：電子公告（当社のホームページに記載いたします。）

<http://www.mesco.co.jp>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2021年12月24日に公表した「支配株主である三井金属鉱業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（2022年2月7日付当社プレスリリース「(変更) 「支配株主である三井金属鉱業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について」において変更された事項を含みます。）においてお知らせいたしましたとおり、三井金属鉱業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、以下の方法により、当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続きを実施

することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となった場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定とのことであり、他方、②本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、完全子会社化のために必要な会社法第180条に基づく当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように公開買付期間中に基準日設定公告を行うこと、本臨時株主総会を2022年4月上旬又は中旬を目途に開催することを当社に対して要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

一方、(i)本公開買付けが成立しない場合、又は(ii)本公開買付けの成立により、公開買付者の保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上